



第4章



施策の展開





基本方針

1

次代を担う子ども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。

基本施策 1	幼児期の学校教育・保育の充実	55
施策 1	教育・保育施設及び地域型保育事業等の推進	56
施策 2	教育・保育内容の充実	59
基本施策 2	子どもの居場所づくり	62
施策 1	子どもの居場所づくり	62
基本施策 3	障害児支援の充実	64
施策 1	発達・就学に関する相談体制の整備	64
施策 2	教育支援体制の整備	65
施策 3	障害児在宅支援の充実	66



基本施策1 幼児期の学校教育・保育の充実

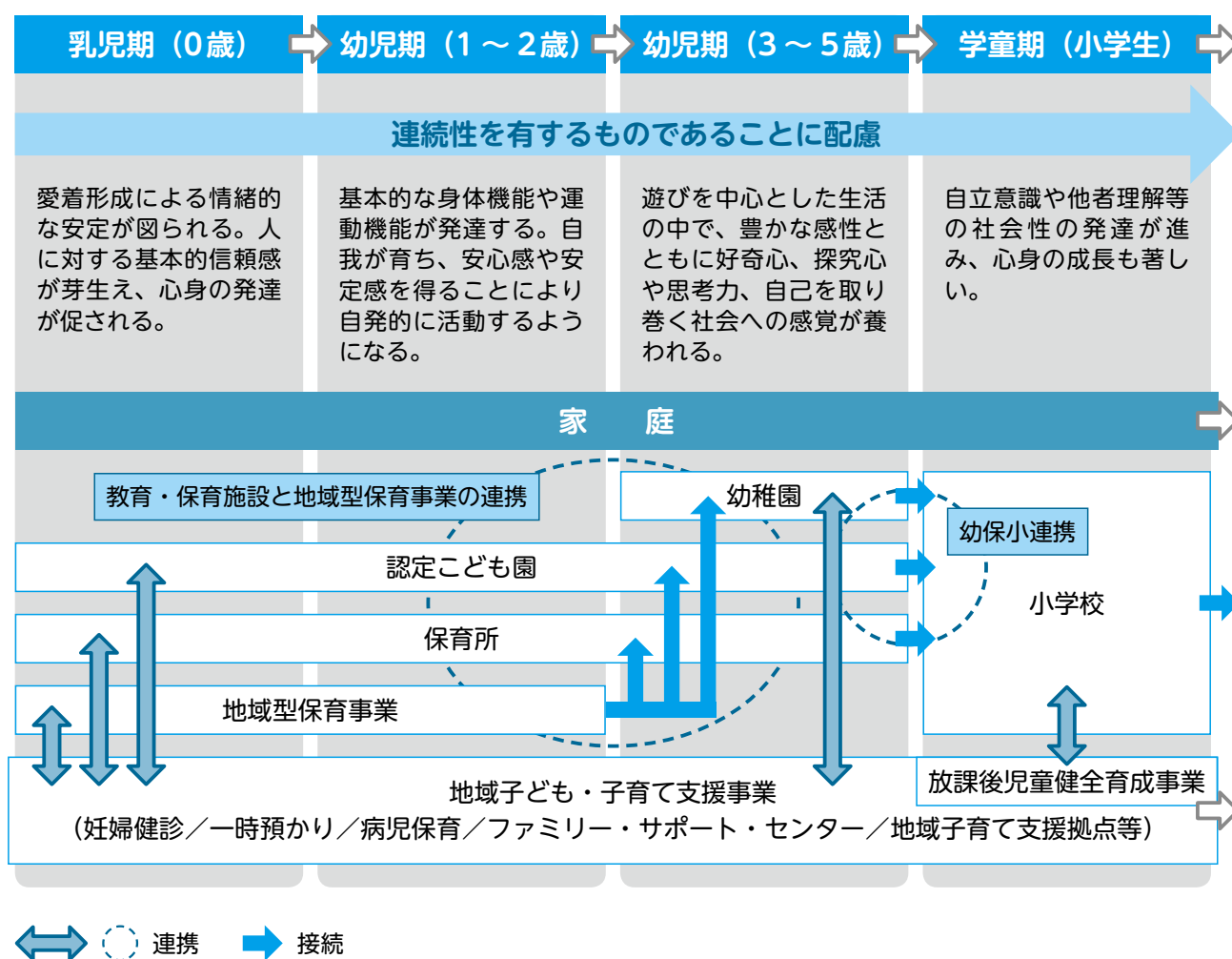
【基本施策の方向】

乳幼児期は、子どもの心身の発達が促され、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

次代を担う子ども一人ひとりが健やかで心豊かに成長していくためには、幼児期の学校教育・保育の充実や安定的な供給及び、施設や事業との連携が不可欠であり、同時に、乳幼児期の発達は連続性を有することに配慮していく必要があります。

本市では、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業など、多様な幼児期の学校教育・保育と併せ地域の子育て支援の充実を図り、子どもの笑顔が輝く教育・保育の実施や支援に努めます。

《子どもの成長過程における学校教育・保育や事業との接続・連携イメージ》





施策1 教育・保育施設及び地域型保育事業等の推進

教育・保育の充実に向けて（Ⅰ）

【教育・保育施設及び地域型保育事業等の推進にあたっての基本的な考え方】

◆教育・保育施設及び地域型保育事業等の推進

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業等で提供される教育・保育が、子どもの健やかな心身の発達を促す重要なものであることを踏まえ、その安定的な提供や、地域における連携等を円滑に行っていくことができるよう、適切な支援や情報提供を行っていきます。

◆教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の一体的提供の推進をめざし、地域における幼稚園教諭と保育士の交流や合同研修の実施を推進します。

また、新制度において認定こども園が果たす「教育・保育の一体的提供」「地域の子育て支援」等の役割を踏まえ、認定こども園の普及を総合的に促進します。特に幼保連携型認定こども園については、目標設置数を設定しその確保に努めます。

◆産後の休業及び育児休業明けからの施設や事業の円滑な利用の確保

0歳児の子どもが保護者が、保育所への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、教育・保育施設または地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できる環境の整備に努めます。

【主な事業】

（1）教育・保育施設の整備促進

今後さらに高まりが予測される教育・保育ニーズに対応していくために、認可保育所の整備や既存施設からの認定こども園移行等による保育の量的拡大をめざし、教育・保育施設の整備を促進します。

（2）認定こども園への移行の推進

11時間以上開園し長時間預かり保育を実施する幼稚園について、5年以内に認定こども園に移行することを要件に、施設の改修及び運営に係る費用の一部を補助します。



(3) 小規模保育事業の展開

新制度では、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもを対象とした小規模な保育事業として、新たに定員が6～19人の「小規模保育事業」が創設されました。本市では、小規模保育事業が、少人数できめ細かな保育を提供する事業であることや、本市の保育所待機児童の大半を占める1～2歳児を受け入れられることから、その推進を図ります。

(4) 家庭的保育事業の実施

原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもについて、家庭的保育者の居宅等において、家庭的な雰囲気の下で、5人以下の少人数の子どもを対象にきめ細かな保育を実施します。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携の支援

地域型保育事業は小規模かつ満3歳未満の子どもを対象とする事業であるため、日常的な保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う教育・保育施設との円滑な連携が図れるよう、必要な支援を行います。

(6) 幼保小連携の充実

就学前から小学校への子どもの成長や学びの円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の職員間の相互理解や情報共有を目的とした合同研修会を実施します。また、幼稚園・保育所・認定こども園の園児と小学生の交流活動も推進します。

(7) 認証保育所の推進

市が定める一定の基準を満たした認可外保育施設を「認証保育所」として認証し、乳幼児が良好な環境で保育されるよう、認証保育所の運営事業者に対し運営費を補助し、保育環境の維持・向上を図ります。



教育・保育の充実に向けて（Ⅱ）

【保育の量の拡大の基本的な考え方】

◆待機児童の早期解消及び1～2歳児の保育の量の拡大

市の保育所待機児童の増加が深刻な問題であり、その大半が1～2歳であることを踏まえ、特に1～2歳を重点化した整備を進め、待機児童の早期解消に努めます。

具体的には、教育・保育施設や地域型保育事業の積極的確保、定員構成の変更等により保育の量の拡大を行っていきます。

◆地域の実情及びニーズに応じた整備

教育・保育施設等の利用状況や保護者のニーズは地域により様々であることを踏まえ、地域ごとの保育所待機児童の状況を分析し、地域の実情に応じた整備を進めていきます。特に、待機児童の多い鉄道沿線や市街地形成区域等を整備の重点地区としていきます。

また、地域ごとの状況は今後の社会動向や宅地・マンションの開発等によっても変化していくものであることを踏まえ、毎年度地域の状況の分析やPDCAサイクル⁷⁾による計画の点検・評価を行い、地域の実情に即した具体的整備を進めていきます。

◆既存施設の活用

将来的な人口減少や児童数の減少傾向も視野に入れ、施設の新設だけでなく、既存の認可保育所の定員増や、幼稚園の長時間預かり保育実施の推進、また小規模保育事業の連携先確保など、既存施設の活用によっても保育の量の拡大を進めていきます。

7) PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを繰り返すことで、継続的に業務改善を行う手法。



施策2 教育・保育内容の充実

【主な事業】

(8) 保育士の確保

学生や、保育士の資格を持ちながら現在保育士として働いていない方を対象に、最新の保育事情の紹介や就職に関するアドバイスを行う講座を開き、保育士確保につなげます。また、厚生労働大臣の指定する保育士養成施設に就学し、将来市内の保育所等で保育士として勤務しようとする方に修学資金の貸付を行います。

さらに、現役の保育士等を対象に、実践的な研修を実施することで、保育の質の向上を図るとともに、就業を継続しやすい職場環境づくりをめざします。

(9) 保育所第三者評価システムの活用

保育所のサービスの質の維持・向上を図るため、第三者評価制度の活用を進めます。

(10) 保育所における質の向上アクションプログラム

国の策定する「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」及び本市の「船橋市保育ガイドライン」等を踏まえ、保育所における自己評価などの取組を推進し、保育の質の向上に努めます。

(11) 発達支援保育の充実

発達についての支援が必要な子どもも含めすべての子どもが共に育ちあえる保育を実施します。保育需要の増大とともに、発達支援児⁸⁾の受け入れも増加傾向にあり、受け入れ人数、症例、保育ニーズ等が変化していることを踏まえ、他機関との連携により保育の充実に努めます。

また、市内の幼稚園・保育所等の職員に対して専門職による巡回相談で支援方法の指導や、発達障害等の理解に関する研修を行い、職員の資質の向上を図ります。

(12) 認定こども園への移行の推進（再掲）

11時間以上開園し長時間預かり保育を実施する幼稚園について、5年以内に認定こども園に移行することを要件に、施設の改修及び運営に係る費用の一部を補助します。

(13) 幼稚園運営に対する補助

市内の私立幼稚園に対し、運営費の補助金を交付することにより、園の施設の整備拡充等、幼児教育の環境整備を支援します。

(14) 幼稚園在園児に対する補助

市内に在住し、新制度の給付体系に入らない私立幼稚園に通園する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、市独自の就園児補助金及び国の基準に基づいた就園奨励費補助金により支援します。

8) 発達支援児：「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、身体障害者手帳及び療育手帳の交付の有無を問わず、児童の心身の発達状況等を総合的に判断して、集団生活において支援が必要であると判定された児童のこと。



(15) 保育所運営費に対する補助

私立保育所に対して、設備運営基準を超えて配置した職員の人件費等に補助金を交付し、児童の処遇向上を図ります。

(16) 認可外保育施設に対する補助

認可外保育施設設置者に対し、職員及び通園する子どもの健康診断費を補助することにより、事業者に対し健康診断の実施を促すとともに、子どもの健全な発育の促進と衛生及び安全の確保を図ります。

(17) 認可外保育施設通園児に対する補助

認可外保育施設に通園する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設通園児補助金により支援します。





教育・保育の充実に向けて（Ⅲ）

【認定こども園の普及に係る基本的考え方】

◆認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

市内にはこれまで、認定こども園は設置されていませんが、新制度の開始にあたり、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず地域の子どもが共に通うことができる施設であることや、保護者の選択肢が拡大できること、また本市の抱える保育所待機児童対策の問題においても重要な役割を担うこと等を踏まえ、その普及に取り組めます。

◆幼保連携型認定こども園の目標設置数の設定

中核市である本市が認可権限を持つ幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として単一の認可とされた新制度の趣旨を踏まえ、地域で果たす役割や、地域ごとのバランスを考慮した上で、本市の教育・保育提供区域ごとの目標数を設定します。

＜幼保連携型認定こども園の目標設置数（平成31年度まで）＞

市全体	南部	西部	中部	東部	北部
20 か所	3 か所	6 か所	2 か所	5 か所	4 か所

◆認定こども園の確保の考え方

市における認定こども園の整備は、既存施設からの移行による確保をまず基本とします。

確保量については、今後、各地区の状況を見ながら、市の「教育・保育利用意向」等を満たすために必要な認定こども園の確保量をPDCAサイクルに基づき評価・検討し、地域ごとの配置や教育・保育施設及び地域型保育事業とのバランス等を勘案し、毎年度検討していきます。

◆認定こども園と地域子育て支援

認定こども園では、在宅で子育てをする家庭を含めた地域のすべての親子を対象とした子育て支援を行うことが求められます。

市では、認定こども園が行う地域の子育て支援事業の実施を推進し、地域の子育てに貢献することができる体制づくりを図ります。



基本施策2 子どもの居場所づくり

【基本施策の方向】

主に共働き家庭の子どもの居場所である放課後ルームについては、平成14年度までに市立小学校全校に設置を完了しました。その後も増設・増築・移転などにより施設定員を増加してきましたが、依然として入所率が100%以上の施設が生じています。

一方で、子どもの居場所は、子どもの成長に伴い、変化する傾向にあります。本市では、こうした個別の需要の変化等も踏まえ、すべての子どもが安全に安心して活動することのできる居場所づくりを推進します。

施策1 子どもの居場所づくり

【主な事業】

(18) 放課後児童健全育成事業の充実

保護者の就労等により、放課後に家庭で子どもだけになってしまう小学生に遊びと生活の場を用意して健全な育成を図るため、市立小学校全54校に分割運営を含め78施設の放課後ルームを開設しています。地域によって待機児童が発生している状況にあり、その状況は放課後ルームごとに異なっているので、学校ごとの児童推計や放課後子供教室の利用状況等を勘案し、必要などころについては、増設等整備を検討します。

また、届出により民間事業者が実施する事業についても推進していきます。

(19) 放課後子供教室の推進

放課後や夏休み等の子どもの安心・安全な活動場所を確保するため、市立小学校の施設を活用した放課後子供教室を開設します。平成26年度はモデル校5校で試行し、平成27、28年度で全54校での実施をめざします（うち、52校は放課後ルームとの一体型⁹⁾）。

(20) 児童ホームの充実

乳幼児親子や小学生等を対象に、誰でも自由に遊べる遊び場を提供するとともに、様々な教室を開催し、子育て支援や児童健全育成の充実を図ります。

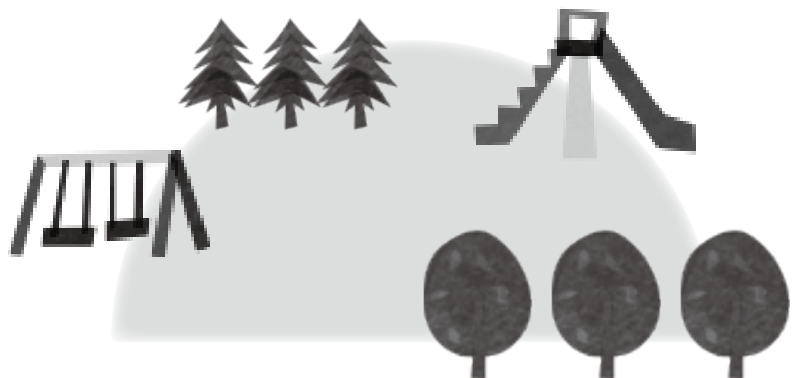
また、中高生の自主的な活動を支援し、地域社会との関わりを持てる子どもを育成するため、中高生の居場所として利用しやすい環境づくりに努めます。

9) 一体型の放課後ルーム及び放課後子供教室：すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの（『放課後子ども総合プラン』について）（平成26年7月31日26文科生第277号、雇児発0731第4号文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）より）。



(21) ハッピーサタデー事業の実施

原則として毎月第3土曜日を「ふなばしハッピーサタデー」とし、公民館が主体となり地域の団体等と連携を図りながら、子どもがスポーツや文化活動に親しめるような環境づくりを推進します。「地域の子は地域で育てる」という観点から、将来的には地域が主体となるようめざしていきます。





基本施策3 障害児支援の充実

【基本施策の方向】

障害児等特別な支援が必要な子どもが身近な地域で安心して生活できるようにするため、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等総合的な取組を推進します。また、児童発達支援センター等による支援を強化するとともに、教育・保育施設等における受入体制を整えます。

施策1 発達・就学に関する相談体制の整備

【主な事業】

(22) 発達相談の充実

こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が子どもの発達相談に応じます。

ことばの相談室では、就学前の難聴児及びことばの発達に不安のある幼児に対し、言語聴覚士等がことばの相談や指導を行います。

また、平成27年10月開設予定の（仮称）保健福祉センター内にこども発達相談センターとことばの相談室を統合し、相談体制のさらなる充実を図ります。

ひまわり・たんぽぽ親子教室や東・西簡易マザーズホーム等各療育機関においても、こども発達相談センターとの連携のもとで、保護者からの相談に応じます。

(23) 巡回相談の充実

心理発達相談員や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士等の療育の専門家が、市内の幼稚園・保育所等の職員に対して年2回巡回相談を行うことにより、指導者の指導力の向上を図ります。行動面や対人関係において気になる園児や障害のある園児について、園の指導者がよりよく園児を理解し、園での生活がスムーズにいくよう、園の指導者と専門職が共に考え、支える体制を整えます。

(24) 就学相談の充実

総合教育センターにおいて、特別な配慮を要する子どもの就学及び教育について、こども発達相談センター等療育施設と連携を図り、就学相談会等を開催するなど、適切な教育が受けられるよう支援します。また、就学前の障害児の早期教育・相談体制の充実を図るとともに、幼稚園・保育所等に就学相談の案内を配布し、次年度の就学について、保護者からの相談に応じます。



施策2 教育支援体制の整備

【主な事業】

(25) 発達支援保育等の充実

発達についての支援が必要な子どもも含めすべての子どもが共に育ちあえる保育を実施します。保育需要の増大とともに、発達支援児の受け入れも増加傾向にあり、受け入れ人数、症例、保育ニーズ等が変化していることを踏まえ、他機関との連携により保育の充実に努めます。

また、市内の幼稚園・保育所等の職員に対して専門職による巡回相談で支援方法の指導や、発達障害等の理解に関する研修を行い、職員の資質の向上を図ります。

放課後ルームにおいては、特別な支援が必要な子どもの利用に際し、体験入所を通じて子どもの状況を把握し、特性に応じた支援ができるよう指導員に対して研修を行い、資質の向上を図ります。

(26) 障害児の幼児教育の充実

障害児を受け入れ、指導をしている幼稚園に対して補助金を交付し、障害児の幼児教育の充実を図ります。

(27) 教育・保育施設等の利用支援

発達に支援が必要な子どもの教育・保育施設等の利用にあたっては、発達支援保育審査会の意見を取り入れながら、その子が集団生活において楽しく過ごすための保育を提供できるよう支援します。

(28) 療育施設の充実

市内2か所の児童発達支援センターを療育の核とし、ひまわり・たんぼぼ親子教室や東・西簡易マザーズホーム等の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において、子どもの発達状況や障害種別に応じた専門的な切れ目のない支援を実施します。

なお、児童発達支援センターについては、老朽化が進んださざんか学園に代わり、平成27年度に行田の国家公務員船橋体育センター跡地に新たな施設を民設民営により開設し、定員を30名から80名に拡大します。



施策3 障害児在宅支援の充実

【主な事業】

(29) 地域生活支援事業等在宅支援の実施

障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、移動支援等必要な支援を実施します。

(30) 障害児を対象とした預かり事業の実施

障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等のため、障害児を対象とした一時預かり事業である、短期入所（障害福祉サービス）、日中一時支援（地域生活支援サービス）、心身障害者一時介護料の助成を実施します。

(31) 障害児等療育支援事業の推進

在宅の重度心身障害児、知的障害児、身体障害児が地域で自立した生活を送れるよう、障害者福祉施設や療育施設の有する機能を活用し、訪問・外来による相談のほか、療育指導を行うことにより、療育・相談体制の充実を図ります。

(32) 障害児のいる家庭への各種手当の支給

日常生活で常時介護を必要とする在宅で20歳未満の重度障害児に対し、障害児福祉手当を支給します。また、20歳未満の心身障害児の保護者に心身障害児福祉手当を支給します。

(33) 心のバリアフリーの推進

障害や障害がある子どもの行動等についての知識の普及と理解の促進を図るため、市民のための講演会を開催し、心のバリアフリーを推進します。



基本方針

2

保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。

基本施策1	母子保健の充実	68
施策1	健康診査の充実	68
施策2	訪問指導の充実	69
施策3	健康教育の推進	70
基本施策2	親子のふれあいの場づくり	71
施策1	親子のふれあいの場づくり	71
基本施策3	多様な子育て支援サービスの充実	73
施策1	多様な子育て支援サービスの充実	73
基本施策4	情報提供・相談体制の整備	75
施策1	利用者支援体制の整備	75
施策2	相談体制の整備・充実	76
基本施策5	ひとり親家庭等の自立支援の推進	78
施策1	ひとり親家庭等の自立支援の推進	78
基本施策6	経済的支援の実施	80
施策1	経済的支援の実施	80



基本施策1 母子保健の充実

【基本施策の方向】

核家族化や少子化・女性の社会進出の増加等の母子を取り巻く社会環境の変化は地域の結びつきの希薄化に拍車をかけ、母親が出産・育児に伴う不安などを気軽に相談できる人が少なくなっています。

こうした母親の孤立化は、産後うつや子どもの虐待などにつながる可能性もあるため、早期発見、早期対応が必要です。

本市では、母子保健事業の充実により、妊娠・出産期から切れ目のない支援に努めます。

施策1 健康診査の充実

【主な事業】

(34) 妊婦健康診査の推進

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産ができるよう、健康診査として、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査や保健指導を実施します。

(35) 妊婦歯科健康診査の推進

妊娠中は歯科疾患が発生しやすく、歯周病菌に感染すると早産や低体重児のリスクが高まります。自らの口腔の状態を知り、歯科疾患の予防意識を高めることで、生まれてくる子どもを含む家族全体の歯・口腔の健康意識の向上につながるよう妊婦歯科健康診査（口腔内診査と保健指導）を実施します。

(36) 乳幼児健康診査の推進

乳幼児の健康の保持増進を積極的に推進するため、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施します。また、未受診の乳幼児家庭には、訪問指導等により、養育環境の把握を行うとともに、不安の解消と健全な育児を促します。

(37) ひよこ教室（1歳6か月健診後指導教室）の充実

1歳6か月児健康診査において継続的な支援が必要となった子どもについて、親が子どもと一緒に楽しく遊ぶ体験を通して子どもとの接し方を学ぶことにより、親子関係の改善を図り、子どもの発達を促進できるよう支援します。また、子どもの発達に応じた関係機関への連携に努めます。



(38) 乳幼児歯科保健指導、歯科健診の推進

1歳から3歳未満児を対象とした個別歯科保健指導として「ビバー教室」を開催し、乳歯萌出にともなう不安の解消と正しい知識の普及に努めます。

また、乳歯列完成の重要な時期である2歳6か月児を対象として、歯科健診を実施するとともに希望者にはむし歯の予防処置を行います。

さらに、永久歯へ生えかわる学童期においては、教育委員会と連携し、市内の小学校でフッ化物洗口を用いた予防事業を推進します。

(39) 各種予防接種事業の実施

予防接種法により、感染症の発生及びまん延を予防するために、乳幼児・小中高生を対象として予防接種を実施します。また、個別通知等により接種率の向上に努めます。

(40) 不妊治療費等助成事業の実施

一般不妊治療等及び特定不妊治療を受ける夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図ることで早期受診・治療につなげ、より安心・安全な妊娠・出産への体制を整えます。

施策2 訪問指導の充実

【主な事業】

(41) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

こんにちは赤ちゃん事業として、生後60日までの乳児がいる全家庭に妊産婦・新生児訪問指導員、または保健師、看護師が訪問し、不安や悩みの傾聴、養育環境の把握、子育て支援情報の提供等を行うとともに、支援が必要とされた場合は、個々の状況に合わせ、不安の解消や健全な育児を促し、虐待の未然防止を図ります。

(42) 妊婦訪問指導の推進

母子健康手帳交付時の面接や「はじめてママになるための教室」等、各種母子保健事業を通じて、保健指導が必要な妊婦に対しては訪問指導等を行うことにより、正しい知識の普及と妊娠中や育児についての不安の軽減を図ります。



施策3 健康教育の推進

【主な事業】

(43) 母子健康教育の推進

安全な妊娠・出産、乳幼児の健康の保持増進、乳幼児期に起こりやすい病気・事故予防などについての知識の普及や不安の解消のため、また、夫婦で協力して出産・育児に取り組めるよう、「はじめてママになるための教室」、「パパ・ママ教室」、健康講座、地区健康教育などを実施します。

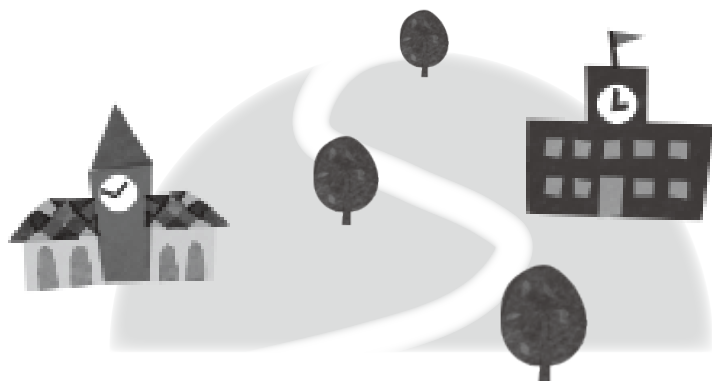
(44) 幼児の心の健康教室（幼児の心の発達についての健康講座）の充実

心の成長が著しい4～6歳の幼児の保護者が子どもの心理発達を理解し、生活習慣の自立や発達に見合ったしつけを適切にできるよう、講座を開催し、親子の関係づくりを促します。

(45) 食育の推進

乳幼児期から食べることに関心を持ち、一人ひとりが自分自身で健康を守ることを考え、自立的に豊かな生活を営むことができる能力を育むことを目的として、保健センターや児童ホームにおいて食育講座等による啓発を実施します。

また、保育所では、食育の基本となる「食を楽しむ」ための環境づくりや食の体験を推進します。





基本施策2 親子のふれあいの場づくり

【基本施策の方向】

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育て機能の低下が懸念されています。

こうした状況の中、本市においては、子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点として、子育て支援センターと児童ホームの充実を図るとともに、地域の子育て支援を推進します。

施策1 親子のふれあいの場づくり

【主な事業】

(46) 子育て支援センターにおける地域子育て支援拠点機能の充実

子育て支援センターは、地域子育て支援拠点として、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、適切な子育て支援サービスが行き届くよう必要なアドバイスや情報提供を行うとともに、保護者同士の交流の機会や子どもの遊びの場を提供します。

(47) 児童ホームにおける地域子育て支援拠点機能の充実

児童ホームは、地域子育て支援拠点として、「子育てが楽しい」と感じることができ、安心して遊ばせることができる場を提供するとともに、親子のつどいや親子教室などを開催し、親が子育てで孤独とならないよう親同士の交流、友達づくりを促進します。

(48) 子育て支援コーディネーターの配置

子育て支援センターでは、保育士などの資格を持つ職員が、子育て中の家庭を支援するために、子育てに関するアドバイスや情報提供を行い、必要に応じて専門機関への紹介をします。来所、電話による相談だけでなく、自宅、サークル等への出張相談も受け付けます。

(49) 保育所における地域子育て支援の推進

保育所において、就学前の子育て中の親子を対象に地域の子育て支援事業として、園庭開放、育児講座、出前保育、育児相談等を実施しています。

今後も地域に開かれた社会資源として、保育所の持つ専門的機能を地域住民のために活用し、地域の需要に応じた幅広い活動を促進します。



(50) 認定こども園における地域子育て支援の推進

認定こども園では、在宅で子育てをする家庭を含めた地域のすべての親子を対象とした子育て支援を行うことが求められます。

市では、認定こども園が行う地域の子育て支援事業の実施を推進し、地域の子育てに貢献することができる体制づくりを図ります。

(51) 子育てサロンの実施

地域で孤立しがちな母親を支援するため、船橋市社会福祉協議会¹⁰⁾の支部である地区社会福祉協議会が24の地区コミュニティすべてにおいて、市の補助事業として「子育てサロン事業」を実施します。子育てサロンでは、育児相談や育児に関する情報提供のほか、母親同士の交流の場の提供を行います。

(52) ブックスタート事業の実施

できるだけ早い時期に親子が絵本を通してふれあい、語り合うきっかけをつくることや子どもの社会への適応性・親子関係を向上させることを目的に、4か月児健康相談等において乳幼児と保護者に絵本を配布します。

10) 船橋市社会福祉協議会：正式名称は社会福祉法人船橋市社会福祉協議会。社会福祉法第109条において「地域福祉を推進するための中核となるべき団体」と法的にも明確に位置づけられた公共性・公益性の高い民間の福祉団体。地区社会福祉協議会は同協議会の支部組織。



基本施策3 多様な子育て支援サービスの充実

【基本施策の方向】

就労や日常生活上の突発的な事情、社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。

こうした状況の中、本市においては、多様な子育て支援サービスを充実することにより、安心して子育てができる環境を整備します。

施策1 多様な子育て支援サービスの充実

【主な事業】

(53) 時間外保育事業（延長保育事業）の充実

保育必要量の認定において認定された保育利用時間¹¹⁾を超えて、保育を必要とする子どもについて、認定こども園、保育所等の全施設にて時間外保育を実施します。

(54) 一時預かり事業の充実

① 幼稚園における一時預かり事業

保護者の私用・疾病・不定期の就労等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園の在園児について、通園する幼稚園において、教育時間を超えて一時的に預かり、必要な保護を行います。幼稚園における預かりの推進により、保育の利用を希望する保護者の選択肢を広げるとともに、就労していても幼稚園に通わせたいという保護者の希望に対応します。

② 保育所における一時預かり事業（一時保育）

保護者の私用・疾病・不定期の就労等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

(55) ファミリー・サポート・センター事業の実施

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

ファミリー・サポート・センターでは、保育所等の開始前後における児童の預かりや送迎、また保護者が体調不良や休養時等に児童の預かりを行うことにより、仕事と育児の両立や地域の子育てを支援します。

11) 保育利用時間：保育必要量の認定区分が「保育標準時間認定」である場合には1日最大11時間、「保育短時間認定」である場合には1日最大8時間となる。



(56) 子育て短期支援事業の充実

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等における短期入所（ショートステイ）や夜間養護等により、一定期間、養育及び保護を行います。現在は、松戸市にある児童養護施設を活用していますが、平成28年度には市内に新たに整備される母子生活支援施設に実施場所を移転するなど利用しやすい環境を整えます。

(57) 病児保育事業の実施

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。

(58) 休日保育事業の実施

保育所の在園児が保護者の就労等により、日曜・祝日等（1月1日から1月3日は除く）及び年末（12月29日から31日まで）に、家庭において保育を受けることができない場合に、休日保育を実施します。





基本施策4 情報提供・相談体制の整備

【基本施策の方向】

子どもや保護者が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業について、自由に選択ができ、円滑に利用できるような情報提供体制・利用者支援体制を整えます。また、不安や悩みを抱える保護者が家庭や地域の中で孤立することがないように、相談による支援体制の充実を図ります。

施策1 利用者支援体制の整備

【主な事業】

(59) 利用者支援事業の実施

子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

(60) 子育て支援コーディネーターの配置（再掲）

子育て支援センターでは、保育士などの資格を持つ職員が、子育て中の家庭を支援するために、子育てに関するアドバイスや情報提供を行い、必要に応じて専門機関への紹介をします。来所、電話による相談だけでなく、自宅、サークル等への出張相談も受け付けます。

(61) 情報誌やホームページによる情報提供

子育てに関する市の各種サービス、相談窓口、教育・保育施設や地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、その他関係情報について、子育て情報誌「ふなばし子育てナビゲーション」、子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」、メール配信サービス「ふなっ子メール」により提供します。

また、今後の情報通信等の進歩に対応した情報提供に努めます。



施策2 相談体制の整備・充実

【主な事業】

(62) 母子健康相談の充実

妊産婦や母子が抱える妊娠・出産・子育てに関する不安や、心身の発達・健康に関することなどを気軽に相談できるように各保健センターの窓口健康相談、4か月児健康相談、地区の健康相談を実施します。

(63) 育児相談の充実

育児に自信の持てない親や育児に困難を感じている親が子どもの発育・生活習慣などについて個別の相談を行うことにより、前向きな子育てができるように支援します。

子育て支援センターでは、子育て支援コーディネーターが電話や面接、訪問による相談を行うとともに、小児科医による健康相談も行います。

児童ホームでは、保育士等が子育てに関する相談・情報提供を行います。

各市立保育園では、随時、育児相談を受け付けます。

(64) 家庭児童相談の充実

家庭児童相談室では、育児やしつけ、児童虐待など子どもに関する様々な相談に応じます。電話や来室のほか、メールで相談を受け付けます。

また、家庭児童相談室を平成27年10月開設予定の（仮称）保健福祉センター内に移転し、プライバシーに配慮した相談室や子どものプレイスペースを設置するなど相談しやすい環境を整備します。

(65) 家庭教育相談の充実

幼児から高校生までの保護者を対象に、しつけや不登校など家庭教育上の悩みや問題について、家庭教育指導員等が電話相談や公民館等における面接相談に応じます。

(66) 教育相談の充実

主として幼児から中学生及びその保護者等を対象に、学校生活、家庭生活、心身障害に関する問題について、総合教育センターが相談、援助、助言を行います。また、同センターにおいて、教育相談に関する研修の充実を図ります。

(67) 家庭教育セミナーの実施

子どもが健全に成長するうえでの家庭教育の果たす役割の重要性を認識することを目的として、PTA等と連携し、子どもとの関わり方などに関するセミナーを公民館で開催します。



(68) 発達相談の充実（再掲）

こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が子どもの発達相談に応じます。

ことばの相談室では、就学前の難聴児及びことばの発達に不安のある幼児に対し、言語聴覚士等がことばの相談や指導を行います。

また、平成27年10月開設予定の（仮称）保健福祉センター内にこども発達相談センターとことばの相談室を統合し、相談体制のさらなる充実を図ります。

ひまわり・たんぽぽ親子教室や東・西簡易マザーズホーム等各療育機関においても、こども発達相談センターとの連携のもとで、保護者からの相談に応じます。

(69) 就学相談の充実（再掲）

総合教育センターにおいて、特別な配慮を要する子どもの就学及び教育について、こども発達相談センター等療育施設と連携を図り、就学相談会等を開催するなど、適切な教育が受けられるよう支援します。また、就学前の障害児の早期教育・相談体制の充実を図るとともに、幼稚園・保育所等に就学相談の案内を配布し、次年度の就学について、保護者からの相談に応じます。





基本施策5 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【基本施策の方向】

ひとり親家庭等に対しては、相談・情報提供機能、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

施策1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【主な事業】

(70) 相談機能・支援体制の強化

母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の自立のための相談に応じます。育児・就労・経済的問題など広い分野に渡る内容に適切に対応し、多様な支援施策や社会資源などの的確な情報が求められるため、関連部署・機関と連携しながら相談機能や情報提供機能の充実を図ります。

(71) 教育・保育施設等の利用支援

ひとり親が子育てと就業を両立しながら安心して生活できるよう、教育・保育施設等の利用を支援します。

(72) 学習支援事業の推進

ひとり親家庭等の中学生を対象に、大学生等のボランティアによる学習支援をするとともに、進学、進路、その他の相談を通じて、ひとり親家庭等の不安感を解消し、自立の促進を図ります。

(73) 母子生活支援施設の整備

特に困難な課題を抱えた母子の支援のために、新たな母子生活支援施設を民設民営方式により整備します。

(74) 就業支援事業の推進

ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図るため、個々の状況に合わせた就業を支援します。また、より良い条件の職への就業につなげるため、就職支援講習会等の開催や資格・技能習得の支援をするとともに、公共職業安定所等の関係機関との連携を深め、就職・転職に関する支援を推進します。

(75) 養育費確保の推進

子どもの養育費は、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも望ましいことであることから、ひとり親家庭が養育費を適切に受け取ることができるよう、養育費に関する相談や啓発活動を推進します。



(76) 児童扶養手当、母子家庭等医療費助成の推進

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進のため、児童扶養手当、医療費助成による経済的支援を推進します。

※本計画と同期間（平成27～31年度）を実施期間とする「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立支援策を実施していきます。





基本施策6 経済的支援の実施

【基本施策の方向】

経済環境の変化とともに増大しつつある経済的負担感の軽減を図るため、子育て家庭に対し経済的支援を行います。

施策1 経済的支援の実施

【主な事業】

(77) 児童手当の支給

中学校3年生までの児童を養育している人に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援します。

(78) 子ども医療費助成事業の実施

子育て世帯にかかる経済的な負担軽減のため、中学校3年生までの保険診療自己負担金を助成し、安心して子育てができる環境を整えます。

(79) 幼稚園在園児に対する補助（再掲）

市内に在住し、新制度の給付体系に入らない私立幼稚園に通園する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、市独自の就園児補助金及び国の基準に基づいた就園奨励費補助金により支援します。

(80) 認可外保育施設通園児に対する補助（再掲）

認可外保育施設に通園する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設通園児補助金により支援します。

(81) 障害児のいる家庭への各種手当の支給（再掲）

日常生活で常時介護を必要とする在宅で20歳未満の重度障害児に対し、障害児福祉手当を支給します。また、20歳未満の心身障害児の保護者に心身障害児福祉手当を支給します。

(82) 不妊治療費等助成事業の実施（再掲）

一般不妊治療等及び特定不妊治療を受ける夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図ることで早期受診・治療につなげ、より安心・安全な妊娠・出産への体制を整えます。

(83) 児童扶養手当、母子家庭等医療費助成の推進（再掲）

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進のため、児童扶養手当、医療費助成による経済的支援を推進します。



基本方針

3

地域や社会を構成する一人ひとりが、
子どもや子育て家庭への理解を深め、
お互いに支え合えるまちをめざします。

基本施策1	子育てを支援する地域社会づくり	82
施策1	子育てを支援する地域社会づくり	82
基本施策2	児童虐待防止対策の充実	84
施策1	児童虐待発生予防の推進	84
施策2	早期発見・早期対応の推進	85
基本施策3	仕事と家庭の両立支援の推進	86
施策1	男女共同参画の推進	86
施策2	就業環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進	86



基本施策1 子育てを支援する地域社会づくり

【基本施策の方向】

子どもの健やかな成長を実現するには、子育て家庭を取り巻くすべての人々が子どもと子育て家庭への理解を深め、支え合う仕組みをつくる必要があります。

本市においては、地域における世代間の交流や見守り活動の推進、地域の子育て支援関係機関のネットワークの構築により、子育てを支援する地域社会づくりを進めます。

施策1 子育てを支援する地域社会づくり

【主な事業】

(84) 子育てサロンの実施（再掲）

地域で孤立しがちな母親を支援するため、船橋市社会福祉協議会の支部である地区社会福祉協議会が24の地区コミュニティすべてにおいて、市の補助事業として「子育てサロン事業」を実施します。子育てサロンでは、育児相談や育児に関する情報提供のほか、母親同士の交流の場の提供を行います。

(85) ふれあい・いきいきサロンの実施

家に閉じこもりがちな高齢者と、子ども、子育て世代に対し、ふれあいと仲間づくりの場、あるいは、生きがいづくりの場を提供するため、船橋市社会福祉協議会の支部である地区社会福祉協議会が市の補助事業として「ふれあい・いきいきサロン」を実施します。ふれあい・いきいきサロンでは、茶話会やレクリエーション等を実施し、世代間の交流を図るとともに、地域における見守り活動を推進します。

(86) 民生委員・児童委員による支援

民生委員・児童委員は、民生委員法と児童福祉法で規定された制度ボランティアです。民生委員・児童委員には、区域担当の民生委員・児童委員と児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がおり、市や児童福祉関係機関、学校と連携し、地域において児童福祉に関する個別援助や児童健全育成、子育て支援活動を行っています。

市は、民生委員・児童委員が担当地域で活動するにあたり、児童福祉関係等の研修会を開催することにより、資質の向上を図ります。



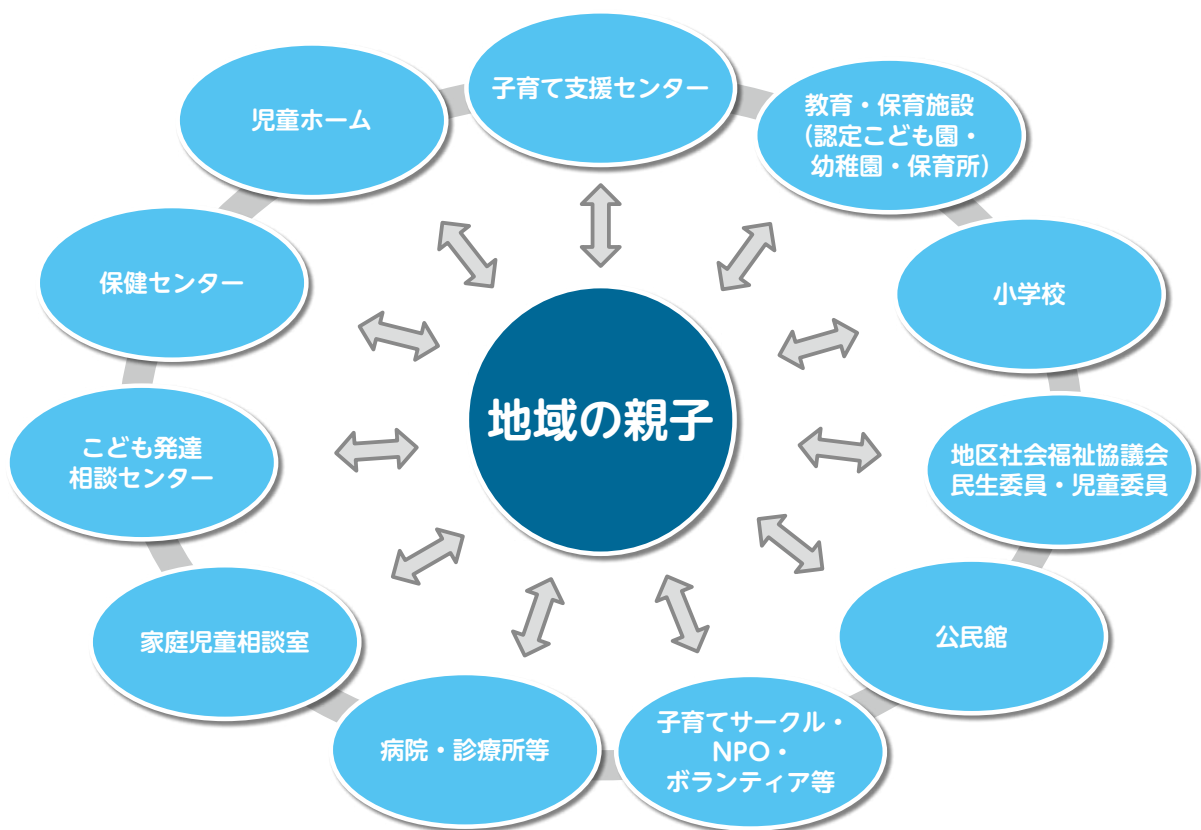
(87) 子育て支援ネットワークの構築

子育てに関する様々な問題に対して、個々の機関のみでは十分に対応できない場合があります。子育て家庭を社会全体で支援していくためには、家庭や地域の機能を支えるための仕組みを構築していくことが重要です。

本市では、要保護児童及びDV対策地域協議会¹²⁾を設置し、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する支援に対し、関係機関が連携して効果的に取り組める体制を構築しています。

また、子育て支援センターと児童ホームにおいて、地区社会福祉協議会が実施する子育てサロンや幼稚園・保育所等が実施する地域子育て支援事業等との連携を強化し、関係機関とのネットワークづくりを推進します。

《子育て支援ネットワークのイメージ》



(88) 地域交流による次世代育成の推進

市立保育園において、地域住民、療育施設、高齢者施設等との交流を図るとともに、小中高生のボランティア・職場体験生を受け入れ、次世代育成を推進します。

(89) 心のバリアフリーの推進（再掲）

障害や障害がある子どもの行動等についての知識の普及と理解の促進を図るため、市民のための講演会を開催し、心のバリアフリーを推進します。

12) 要保護児童及びDV対策地域協議会：要保護児童の早期発見及びその適切な保護、または要支援児童もしくは特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）への適切な支援、並びにDVへの適切な対応を図るための協議会。市及び警察・児童相談所等の関係機関により構成。平成19年4月より設置。



基本施策2 児童虐待防止対策の充実

【基本施策の方向】

すべての子どもが健やかに成長する社会をめざすため、母子保健事業や地域子育て支援事業、相談体制の充実等により、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めます。

また、児童虐待等に適切に対応するため、要保護児童及びDV対策地域協議会における取組を強化します。

施策1 児童虐待発生予防の推進

【主な事業】

(90) 児童虐待の未然防止策の充実

乳幼児健康診査や保健指導等の母子保健事業、子育て支援センター等の地域子育て支援拠点等の充実により、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする家庭に対し、育児不安等の解消を図るための適切なサービスを提供し、児童虐待の発生を未然に防止します。

(91) 家庭児童相談の充実（再掲）

家庭児童相談室では、育児やしつけ、児童虐待など子どもに関する様々な相談に応じます。電話や来室のほか、メールで相談を受け付けます。

また、家庭児童相談室を平成27年10月開設予定の（仮称）保健福祉センター内に移転し、プライバシーに配慮した相談室や子どものプレイスペースを設置するなど相談しやすい環境を整備します。

(92) 児童虐待防止啓発事業の実施

子ども自身からの相談を呼びかけるため、相談窓口を記載した相談啓発カードを作成し、市内の小学校4年生及び中学校1年生に配布するほか、ポスターを各学校に配布しています。また、児童虐待の通報を促すため、相談窓口を記載した虐待防止啓発ポスターを作成し、各自治会、医療機関等に配布し、周知を図ります。

児童虐待防止推進月間である11月には、市民を対象とする虐待防止キャンペーンイベントを実施するとともに市内タクシー及び公用車に啓発マグネットを貼付するなど、啓発活動を行います。



(93) 親支援グループ指導事業の推進

児童虐待防止のための取組として、2つのグループプログラムを実施します。

ペアレンツサポートグループ（PSG）では、「子どもとうまく関われない」という悩みを抱える親同士が話し合い、共感することのできる機会を設けることにより、孤立化を防止し、虐待防止や回復につなげます。

コモンセンスペアレンティングプログラム（CSP）では、言葉でやりとりできる年齢である3歳以上小学校4年生までの子どものいる保護者が、ロールプレイなどを通じて子どもへの言葉かけや行動を変える方法を学ぶ機会を設けることにより、より良い親子関係を築いていけるよう支援します。

(94) 養育支援訪問事業の充実

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

施策2 早期発見・早期対応の推進

【主な事業】

(95) 児童虐待相談体制の充実

家庭児童相談室では、増加する児童虐待相談の窓口として、市民や関係機関からの通告や相談を受け付けます。

地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、複雑な問題に対応するため各種研修へ参加し職員の専門性の強化を図ります。

(96) 要保護児童及びDV対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）の充実

要保護児童及びDV対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化に努めます。

加えて、船橋市子ども虐待対応マニュアルを活用し、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施し、要保護児童等の早期発見及びその適切な保護に努めます。

また、居住実態が把握できない児童について、関係機関との連携により、早期の把握と確認を行います。

(97) 児童相談所の設置検討

児童虐待対応の体制強化を図るため、児童相談所設置に関し、調査・検討していきます。

(98) 教育・保育施設等の利用支援

関係機関と密に連携し、要保護児童等が教育・保育施設等を適切に利用できるよう支援します。



基本施策3 仕事と家庭の両立支援の推進

【基本施策の方向】

仕事をしながら、子どもと向きあう時間を確保するためには、企業における制度の充実や職場における理解と協力が重要です。そのため、企業及び市民に対して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発と、実現のための制度の周知等を行います。

施策1 男女共同参画の推進

【主な事業】

（99）男女共同参画促進のための講座等の開催

男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、ワーク・ライフ・バランスの推進のために重要であることから、男女共同参画意識浸透のために、情報誌の発行や講座等を実施します。

施策2 就業環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

【主な事業】

（100）一般事業主行動計画策定の推進

次世代育成支援対策推進法では従業員が101人以上の企業に従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定・公表を義務付けるとともに、100人以下の企業についても策定に努めることとしています。これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、市内商工業団体を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行います。

（101）ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、育児・介護休業制度等のリーフレットの配布や男性の育児参加に関する講座等の開催を通じて、ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発を行います。



施策の展開にあたって

第4章に記載しました施策の展開にあたっては、以下の点に留意して推進します。

◆千葉県が行う施策との連携

基本方針1基本施策3「障害児支援の充実」、基本方針2基本施策5「ひとり親家庭等の自立支援の推進」、基本方針3基本施策2「児童虐待防止対策の充実」については、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援であり、千葉県が行う施策と連携して推進することが必要です。

本市においては、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」の内容等も踏まえ、関係機関との連携により、施策を推進します。

◆子どもの貧困対策

平成25年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年1月に施行されました。平成26年8月には、同法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、国はこの大綱に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととなります。

大綱では、子どもへの貧困の連鎖を断ち切るための支援策が打ち出されていることから、本市においても、この内容を踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、施策を推進します。

